第３８回　熊谷市地域公共交通会議　次第

令和５年８月２８日（月）午後１時半から
熊谷市役所　議会棟２階　第１委員会室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　議　事
　議案第１号　熊谷市ゆうゆうバスの運賃改定について

４　報告事項

　報告第１号　熊谷市ゆうゆうバスの令和６年４月からのダイヤ改正について

５　その他
熊谷市ゆうゆうバスの停留所の試験設置について

朝日自動車の太田駅・西小泉駅・妻沼～熊谷駅線ダイヤ改正について

次回交通会議の開催について

６　閉　会

令和５年度第３回熊谷市地域公共交通会議

議　案　書

令和５年８月２８日

議　事

議案第１号　熊谷市ゆうゆうバスの運賃改定について

報告事項

報告第１号　熊谷市ゆうゆうバスの停留所の令和６年４月からのダイヤ改正について

議案第１号

「ゆうゆうバス」の運賃改定

【改定時期】令和６年２月１日（スマホバス回数券導入と同日）

【改定内容】

種別	改定前	改定後
１回	100 円	200 円
１日乗車券	300 円	500 円
紙の回数券	11 回/1,000 円	10 回/2,000 円
スマホバス回数券	―	10 回/1,500 円

⑴　小学生は小児運賃：1 回 100 円を適用。
⑵　以下の方の運賃は引き続き無料。
・未就学児
・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人１人
・運転免許を自主返納した方（警察で有料交付される運転経歴証明書を提示）
⑶　すでに販売している紙の回数券（11 枚綴り）は２枚で１回乗車可能とする。（小学生は１枚で１回）
⑷　スマホバス回数券は、令和６年２月１日から熊谷市地域電子マネー「クマPAY（ペイ）」でのみ購入可能となる。

【６月 30 日開催の小委員会を踏まえ、調整を行った内容】
・スマホバス回数券の値段設定（10 回/1,000 円⇒10 回/1,500 円に変更）
・改定前と同額となる 1 回 100 円の適用者（高校生以下⇒小学生に変更）
・紙の回数券は、金額を変え継続とする。

【周知方法】
・地域公共交通会議で決定し次第、熊谷市ホームページに周知文を掲載予定。
・市報１１月号に掲載予定。（１１月１日自治会を通じ全戸配布のほか、市役所、行政センター、さくらめいと出張所、公民館、駅連絡所等にて配布。）

議題１関係

運賃検討表

1　基本運賃

100円（現行のまま）	200円	距離制
・路線バス運賃との差が拡大	・「熊谷市地域公共交通網形成計画」（平成28年3月策定）（現行の「熊谷市地域公共交通計画」の前身となる計画）のアンケートでは、「サービスが向上した場合の支払い可能な運賃として約9割の方が200円以内を選択」	・本市は可住地面積が県内2位と市域全域に居住地が形成されており、交通空白・不便地域の解消を図るためゆうゆうバスの1便当たりの運行時間が他市のコミュニティバスと比較し長いことから、距離制がなじまない。 ・距離制の導入にはシステムの導入経費等の初期費用・運用が発生。

2　1日乗車券

300円（現行のまま）	500円
・基本運賃を踏まえて検討する必要あり。	・基本運賃を200円とするのであれば、現行の1日乗車券と同様に往復＋100円程度が妥当。

3　回数券

スマホバス回数券	紙回数券	備考
・令和6年2月から稼働予定 ・当面の間は地域電子マネーの普及を図るため、現行の回数券と同程度の水準として、10枚綴り1,500円を想定。	・10回／2,000円に金額変更し暫定的に継続する。運転士の負担（バス車内での販売、検札等考慮し、利用者状況を鑑みながら継続期間については、検討していく。 ・既に販売済の紙の回数券は2枚で1回乗車とする。（小学生は1枚で1回）	・スマホバス回数券の値段設定を現行の11枚綴りとしないのは、スマホバス回数券では購入したバスではなく使用したバスの運行会社の収益とするため、1回当たりの運賃を適切に配分できるようにするため。

4　割引制度

現行	運賃改定に伴う追加支援	備考
次の方は無料 ・未就学児 ・障害者手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示された方及びその介助・付添人1人 ・運転免許を自主返納した方（乗車時に運転経歴証明書又は無料乗車証を提示）	・小学生の基本運賃は現行の100円のままとする。	・コミュニティバスの趣旨から現行の無料対象は継続。 ・小学生の追加支援は、一般に路線バスも小児運賃が設けられているため、今回の値上げに伴い設定。

議題１関係

近隣他市コミュニティバス状況

	市町村名	料金設定	運賃等に関する備考
3	熊谷市	均一制　100円、 1日乗車　300円、 回数券　1000円(11回分)	※運賃免除あり 未就学児、障害者手帳所持者とその介助・付添者１名、運転免許自主返納者
5	行田市	・1回100円(ハイエ-ス路線) ・1回150円(ポンチョ路線) ・無料(未就学児、障害者とその介助者1名、75歳以上の市民)	・回数券(1,000円、3,000円、5,000円) ・一部路線でPayPay利用可 ・他路線への乗継ぎが1回のみ可能な乗継券を発行
6	秩父市	対距離区間制(180円～310円)	-
9	加須市	均一制(シャトルバス200円、循環バス100円)	・就学前児童のみ無料 ・共通回数券:1,000円(100円券11枚綴り)
10	本庄市	均一制(大人200円、小学生100円、未就学児は無料)	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」での障害者手帳情報の提示により、本人及び介護者1人を100円割引 ・回数乗車券(デマンド交通と共通)100円券×10枚(800円で販売。高齢者及び運転免許証返納者は割引有)・50円券×10枚(400円で販売) ・乗継割引有:デマンド交通及び路線バス乗継時
11	東松山市	均一制(100円)	小学生以下、障害者とその介助者1名は無料。 (障害者手帳を提示) ※スマ-トフォン用障害者手帳アプリケ-ション「ミライロID」利用可能
14	羽生市	1回200円	未就学者及び障がい者は無料。 障がい者からの申請により、無料乗車証の発行あり。
15	鴻巣市	均一制 一般の方(200円)/小中高大学生・65歳以上・免許返納者(100円)/未就学児・障害のある方及びその介助者(無料) 市内在住の80才以上及び妊娠中の方(特別乗車証の提示により無料)/1日券:200円運賃の方(400円)100円運賃の方(200円)	・ICカ-ドは一部路線のみ利用可 ・回数券は1,000円、3,000円、5,000円
16	深谷市	1回乗車(2km未満)100円 1回乗車(2km以上)200円 未就学児無料	1ヶ月・3ヶ月定期券及び1，000円×１１枚の回数券を販売。
27	桶川市	大人(中学生以上):200円 高齢者(75歳以上):100円 運転免許返納者:100円 小児(6歳・小学生):100円 幼児(1歳以上6歳未満):大人・高齢者・小児の同伴者1人につき、幼児2人まで無料 乳児(1歳未満):無料 障害者(児)及び介助者:無料	・ICカ-ドについては10路線中2路線のみ可 ・1日乗車券(当日中ル-ト回数制限なく乗り放題) 大人(中学生以上):400円 高齢者(75歳以上):200円 運転免許返納者:200円 小児(6歳・小学生):200円 幼児(1歳以上6歳未満):大人・高齢者・小児の同伴者1人につき、幼児2人まで無料 乳児(1歳未満):無料 障害者(児)及び介助者:無料

ゆうゆうバス過去５年間の利用者数の推移

年度	ゆうゆうバス全系統									
	乗車人数	有料乗車人数	うち回数券購入者	うち回数券利用者	回数券乗車率	1日券購入者	1日券利用者	無料乗車人数	うち免許返納者	運賃収入
平成30年度	221,111 人	169,448 人	5,414 人	59,730 人	27.01%	255 人	639 人	51,663 人	9,185 人	17,482,300 円
令和元年度	238,203 人	191,616 人	6,027 人	66,524 人	27.93%	371 人	848 人	46,587 人	12,688 人	18,610,400 円
令和2年度	175,005 人	135,535 人	4,647 人	51,791 人	29.59%	262 人	508 人	39,470 人	11,082 人	12,980,800 円
令和3年度	201,422 人	158,343 人	5,413 人	55,828 人	27.72%	255 人	547 人	43,079 人	12,981 人	15,481,700 円
令和4年度	222,217 人	172,547 人	6,060 人	59,606 人	26.82%	243 人	561 人	49,670 人	15,737 人	16,957,100 円

議題１関係

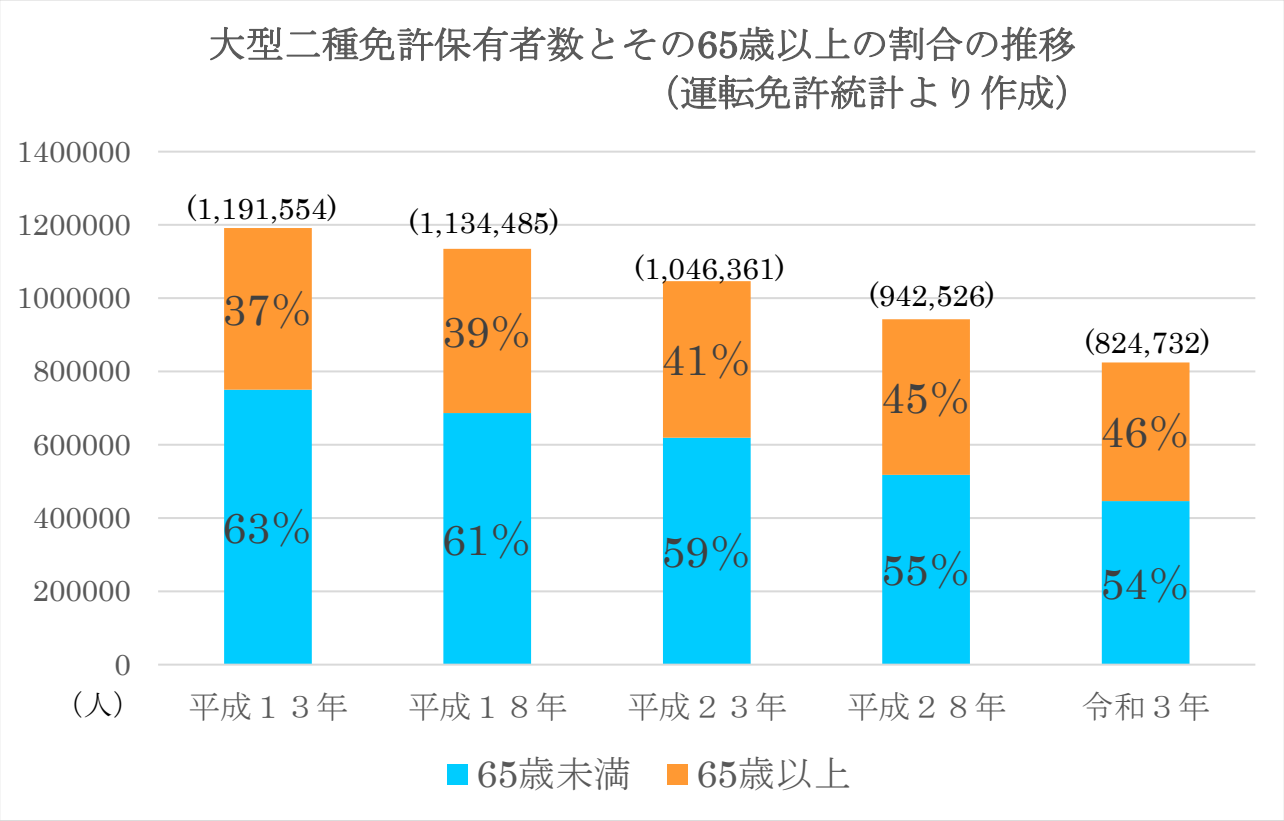
報告１

熊谷市ゆうゆうバスの令和６年４月からのダイヤ改正について

１．提案理由

バス運転者の労働時間等の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が改正となり、令和６年４月から適用される。運転者の拘束時間や、休息期間（勤務と次の勤務との間の時間）の基準が変更される。（詳細は別添のとおり）

改正後の基準を満たそうとすると現行の運転者のみで、ダイヤを維持することは困難となる。一方、運転者を増やそうとしても、大型２種免許取得者自体が減少傾向にあり、バス業界全体として、運転者の採用募集を掛けてもなかなか人が集まらない状況にある。



２．方針

・ゆうゆうバスの運行を維持するため、ダイヤ改正を検討する。

・具体的には、乗客数の少ない時間帯の減便、一部停留所の通過等が考えられる。詳細は、各バス会社と事務局とで協議の上、案を固め、１１月開催予定の交通会議に諮る。

（利用者への周知期間の確保を要する：バスマップの更新、熊谷市くらしのカレンダーへの掲載）



バス運転者の

改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間

改正前（年換算）
原則：3,380時間
最大：3,484時間

▼

改正後
原則：3,300時間
最大：3,400時間

1か月の拘束時間

改正前（月換算）
原則：281時間
最大：309時間

▼

改正後
原則：281時間
最大：294時間

1日の休息期間

改正前
継続8時間

▼

改正後
継続11時間を
基本とし、継続9時間

※4週平均1週の拘束時間は別途参照

自動車運転の業務（ドライバー）に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省　改善基準告示　検索

詳しくは裏面へ

バス運転者の「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1か月(1年)、4週平均1週(52週)の拘束時間	①②のいずれかを選択 ①1か月(1年)の基準 1年：3,300時間以内 1か月：281時間以内 【例外(貸切バス等乗務者[※1]の場合)】労使協定により、次のとおり延長可 1年：3,400時間以内 1か月：294時間以内(年6か月まで) 281時間超は連続4か月まで ※1：貸切バス乗務者、乗合バス乗務者(一時的需要に応じて運行されるもの)、高速バス乗務者等 ②4週平均1週(52週)の基準 52週：3,300時間以内 4週平均1週：65時間以内 【例外(貸切バス等乗務者[※1]の場合)】労使協定により、次のとおり延長可 52週：3,400時間以内 4週平均1週：68時間以内(52週のうち24週まで) 65時間超は連続16週まで
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
運転時間	2日平均1日：9時間以内　4週平均1週：40時間以内 【例外(貸切バス等乗務者[※1]の場合)】労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可(52週のうち16週まで)
連続運転時間	4時間以内(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上) 高速バス・貸切バスの高速道路の夜車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努める 【例外】緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる[※2,3] 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回4時間以上　・休息期間の合計は11時間以上 ・2分割のみ(3分割以上は不可)　・一定期間(1か月)における全勤務回数の2分の1が限度 2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) ※4の要件を満たす場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可 ※4：身体を伸ばして休息できるリクライニング方式のバス運転者の専用座席が1席以上あること 【例外】①②のいずれかの場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 ① 車両内ベッドが設けられている場合 ② ※4を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合 隔日勤務(隔勤の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間に4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない





(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
(注2)本書は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容をあわせて作成したもの。令和5年4月1日から適用される。

2022.12